

税金の 各種控除に 関する お知らせ

障害者控除対象者認定書の発行について

身体障害者手帳等の交付を受けている方や、交付されていなくても交付基準に準ずると認定された方は、確定申告等をする際に、障害者控除が受けられます。町では、対象者と認定される方やその扶養者に、「障害者控除対象者認定書」を発行していますので、該当すると思われる方は申請してください。

【申請する必要がある方】

対象者またはその扶養者が非課税で申告が必要ない場合は申請する必要はありません。

【対象】

1. 身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方
既に身体障害者手帳等で控

除を受けている方でも、手帳と認定書とで区分(障害者・特別障害者)が違う場合、控除の大きい額で申告できる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

2. 町内に住所を有する65歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

- ① 要介護認定により要介護1以上と認定されていて、なおかつ認定資料(主治医意見書または認定調査票)で次の状態を確認できる方
寝たきり・準寝たきり
重度の認知症
- ② 軽、中度の認知症の状態

※要介護認定を受けていても障害者控除の対象とならない場合もあります。
② 医師の診断書などにより、身体障害者手帳1〜6級、療養手帳A・Bに準ずると認められる方

【申請窓口】

- ・保健福祉課介護保険係
- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所 住民サービス課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係
(シルバープラザ内)
☎0137-64-2111

おむつ代の医療費控除のための確認書発行について

おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、次のいずれにも該当する方は、町が交付する「おむつ使用の確認書」に代えることができます。

- ① おむつ代の医療費控除を受けている期間が2年目以降の方
- ② 初めて控除を受けられる方は、かかりつけ医療機関にお問い合わせください。

※介護保険の要介護認定者で、主治医意見書で「寝たきり」「かつ「尿失禁あり」の状態を確認できる方

【申請窓口】

- ・保健福祉課介護保険係
- ・住民生活課国民健康保険係
- ・熊石総合支所 住民サービス課
- ・落部支所

【問い合わせ先】

保健福祉課介護保険係
(シルバープラザ内)
☎0137-64-2111

医療費控除を申告する際の領収書が提出不要となりました

【平成30年分の医療費控除申告の書類について】

- ① 医療費控除の明細書
- ② 医療保険者から交付を受けた医療費通知

※②を提出する場合は、明細書の記入を省略できます。

医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。

※平成30年分の申告は領収書の添付が不要ですが、所得税の平成31年分(町道民税では平成32年度課税)までの申告は、医療費の領収書の添付または提示による申告もできます。

※医療費の明細書を持参しない場合には、医療費の領収書を持参してください。

【医療費の領収書を提出しない場合について】

申告の際に、医療費の領収書を提出しない場合は、ご自宅で5年間保存する必要があります。

※税務署や町から求めがあった場合には、提示または提出をしなければなりません。

【医療費のお知らせについて】
健康保険組合などが発行す

る医療費のお知らせは、次の事項が記載されたものが、申告の際に使用できるものとなります。

- ① 被保険者(またはその被扶養者)の氏名
- ② 療養を受けた年月
- ③ 療養を受けた人の氏名
- ④ 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
- ⑤ 被保険者またはその被扶養者が支払った医療費の額
- ⑥ 保険者の名称

【医療費控除を申告する際のおお願い】

申告相談は必要書類の整理などに時間を要するため、町民の皆さまをお待たせしている状況にあります。そこで、申告相談を円滑に行うために、医療費の領収書をお持ちいただく際には、ご自宅にて次の①〜③の順に領収書の整理をお願いします。

- ① 医療費の領収書に記載された氏名ごとに仕分ける。
- ② 受診した医療機関または薬局ごとに仕分ける。
- ③ 医療費を支払った日付順に並び変える。

【問い合わせ先】

財務課課税第一係
☎0137-62-2114